

【法務委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも全会一致で可決された。

また、本委員会付託の請願2種類7件は保留となった。

〔法律案の審査〕

本年の国家公務員の給与改定は、8月1日に人事院勧告が出され、9月26日には閣議において人事院勧告完全実施の方針が決定されるなど、例年のないハイペースで進められた。その後、今国会において一般職等の公務員の給与を改定するための法律案とあわせ、裁判官及び検察官についてもその給与を改定するための裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。

裁判官及び検察官の給与については、従来、高等裁判所長官以上の裁判官及び検事長以上の検察官については、おおむね特別職の政府職員の増額に準じ、それ以外の裁判官及び検察官については、おおむねその額において対応する一般職の政府職員の増額に準じて改定されている。

委員会においては、裁判官及び検察官の待遇改善や裁判の迅速化という観点からそれぞれの増員の必要性が指摘され、これに対し政府及び最高裁判所から、来年度においても必要な定員増を図りたい旨の答弁がなされた。

〔国政調査等〕

本年の法務委員会における調査の特徴としては、オウム真理教が関与したとされるさまざまな事件を契機とし、これらに関連した犯罪捜査や裁判の状況、同種事犯の再発防止、破壊活動防止法の適用問題などが主として議論されたことが挙げられる。

今国会においてもオウム真理教に関連する問題が多く取り上げられたが、特に破壊活動防止法の適用問題については積極、消極双方の立場から議論が交わされた。また、時期的に節目を迎える法曹養成制度改革の問題についても複数の委員が取り上げ、法曹人口の増加が必要という基本的な認識の上に立ちつつも、増加の具体的方法、司法試験制度や司法修習制度の在り方などについては国民の司法に対するニーズや規制緩和などさまざまな観点からのアプローチがなされた。その他、競売制度の改善、商法改正に伴う会社の最低資本金制度の運用、従軍慰安婦問題調査への協力等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年10月19日（木）（第1回）

- 検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第13号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、参フ
反対会派 なし

（閣法第14号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、参フ
反対会派 なし

○平成7年11月9日（木）（第2回）

- 法曹養成制度改革に関する件、入国管理行政に関する件、オウム真理教関連事件の捜査状況と破壊活動防止法適用問題に関する件、宗教法人法改正に関する件、競売制度の現状と改善に関する件、売春防止法に関する件、会社の最低資本金制度に関する件、不動産登記制度の運用に関する件、従軍慰安婦問題の調査に関する件等について宮澤法務大臣、政府委員、法務省、文化庁、最高裁判所、大蔵省、総理府及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第3回）

- 請願第49号外6件を審査した。
- 検察及び裁判の運営等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
13	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7.10.13	7.10.18 (予備)	7.10.19 可決	7.10.20 可決	7.10.13	7.10.19 可決	7.10.19 可決
14	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.13	10.18 (予備)	10.19 可決	10.20 可決	10.13	10.19 可決	10.19 可決

(4) 成立議案の要旨

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成7年4月1日にさかのぼって行う。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成7年4月1日にさかのぼって行う。